

徳島県個人情報保護審査会答申第94号

第1 審査会の結論

徳島県知事の決定は、妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 個人情報開示請求

平成29年4月17日、審査請求人は、徳島県個人情報保護条例（平成14年徳島県条例第43号。以下「条例」という。）第14条第1項の規定に基づき、徳島県知事（以下「実施機関」という。）に対し、「H〇.〇.〇及びH〇.〇.〇に県と私が協議した回答及び経緯が分かる書類 産業交流部阿南」に該当する保有個人情報の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

平成29年5月1日、実施機関は、本件請求に係る保有個人情報について、当該文書を作成しておらず、不存在であるため、条例第20条第3項の規定により請求拒否決定（以下「本件決定」という。）を行い、審査請求人に通知した。

3 審査請求

平成29年5月8日、審査請求人は、本件決定を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対して審査請求を行った。

4 諮問

平成29年10月25日、実施機関は、条例第42条の規定に基づき、徳島県個人情報保護審査会（以下「当審査会」という。）に対して、3の審査請求について諮問（以下「本件事案」という。）を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

速やかな開示を求める。

2 審査請求の理由

公開文書（裁判録・議事録・改良法マニュアル）の中で、犯罪を犯していると証拠を提示し、協議したものの資料等が無いとはおかしく、これら隠す行為は、正に、「枉法行為」そのものである。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関から提出された弁明書及び口頭による理由説明を要約すると、本件決定の理由については次のとおりである。

審査請求人が開示を求めている個人情報とは、平成〇年〇月〇日及び〇月〇日に実

施機関の担当職員と協議した内容について、作成した回答及び経緯が分かる書類（以下「本件文書」という。）と推察される。

両日に南部総合県民局産業交流部〈阿南〉において、審査請求人と実施機関の担当職員は話をしているが、その内容は〇〇土地改良区（以下「土地改良区」という。）に対する指導に関することであった。この内容については、審査請求人とは以前から話をしており、指導について問題がないことも確認しているため、報告書類を作成する必要がないと判断し、上司には口頭による報告を行ったものであり、本件文書については、作成した事実はないことから存在しない。

以上により、実施機関は、本件請求に係る個人情報を作成しておらず、保有していないため、条例第15条第2号に該当することから、条例第20条第3項に基づき本件決定を行ったものである。

第5 審査会の判断

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

1 本件決定の妥当性について

実施機関は、本件請求に係る保有個人情報について保有していないと主張しているため、以下、実施機関が行った本件決定の妥当性について検討を行うこととする。

(1) 本件請求に係る保有個人情報について

本件請求に係る保有個人情報の内容は、平成〇年〇月〇日及び〇月〇日に実施機関の担当職員と協議した内容についての回答及び経緯が分かる書類として、実施機関において作成し、又は取得した審査請求人に係る個人情報と解される。

(2) 本件請求に係る保有個人情報の保有の有無について

ア 実施機関の説明によると、平成〇年〇月〇日及び〇月〇日に審査請求人と実施機関の担当職員は話をしているが、その内容は、審査請求人と以前から繰り返し話をしている土地改良区に対する指導に関することであり、問題がないことも確認済であったことから、審査請求人と話した内容を記載した報告書は作成していないとのことである。

イ 実施機関における公文書の作成について、徳島県公文書管理規則（平成13年徳島県規則第73号）第5条は、「原則として、意思決定に当たっては文書を作成して行わなければならない。」と定めているが、対応内容の記録及び報告自体は意思決定そのものではないことから、必ずしも文書を作成することとはなっていない。

ウ アの対応内容は、以前から話をして説明していることであり、上司に対し、口頭の報告で足りると考え、口頭にて報告し、報告書類を作成しなかったとする実施機関の説明に、特段、不合理な点があるとまではいえず、それを覆すに足る事情は認められない。

エ 以上により、本件請求に係る保有個人情報について、保有していないとして行った実施機関の決定は妥当である。

2 結論

当審査会は、本件事案を厳正かつ客観的に検討した結果、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

本件事案に係る当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	内 容
平成29年10月25日	諮問
令和元年 8月 5日	審議（第113回審査会）
9月 9日	実施機関からの口頭理由説明の聴取，審議（第114回審査会）
10月23日	審議（第115回審査会）

徳島県個人情報保護審査会委員名簿 (五十音順)

氏 名	職 業 等	備 考
遠 藤 理恵子	弁護士	
竹 原 大 輔	弁護士	会長職務代理者
田 中 里 佳	公認会計士，税理士	
南 波 浩 史	徳島文理大学総合政策学部教授	
松 永 満佐子	四国大学短期大学部教授	会長